

(広報資料)

平成 25 年 5 月 2 日
行 財 政 局
(担当 財政部契約課 222-3311)

ダンピング対策等のための入札・契約制度の改正について

本市では、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に基づき、市内中小企業の受注機会の拡大とダンピング対策等のための入札制度の抜本的改革・運用改善を行っています。

平成 24 年度に引き続き、更に徹底的なダンピング対策等を進めるため、下記のとおり、工事及び工事関連の業務委託の入札・契約制度を改正し、本年 6 月 1 日入札公告分から実施します。

記

1 工事及び工事関連業務委託での最低制限価格制度の全件適用（政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

ダンピング対策を徹底するため、工事の最低制限価格制度の適用範囲を最大限にまで拡大するとともに、最低制限価格制度の適用対象外であった総合評価方式適用工事に最低制限価格制度を適用します。

また、これまで、測量と地上物件補償調査のみに導入していた工事関連の業務委託の最低制限価格制度を、設計をはじめとする全ての業務委託に導入します。（政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

◆工事の最低制限価格制度の適用範囲

予定価格 2 億円以下 ⇒ 政府調達に関する協定の適用基準額〔19 億 4 千万円〕未満（総合評価方式適用工事を含む。）

◆工事関連の業務委託の最低制限価格制度の適用対象業務

測量及び地上物件補償調査の業務委託 ⇒ 全ての業務委託（政府調達に関する協定の適用案件を除く。）

2 一部工事の予定価格の事後公表への移行

これまで、全ての工事の予定価格を事前公表してきましたが、入札の適正な競争性を確保することで、更なるダンピング対策を進めるため、政府調達に関する協定の適用工事（19 億 4 千万円以上の工事）の予定価格を事前公表から事後公表へと移行します。

3 低入札調査基準価格又は最低制限価格の事後公表の適用範囲の拡大

平成24年度から実施している低入札調査基準価格又は最低制限価格の事後公表について、その適用範囲を予定価格1億円超の工事にまで拡大します。

◆低入札調査基準価格又は最低制限価格の事後公表の適用範囲
 予定価格2億円超の工事 ⇒ 予定価格1億円超の工事

4 市内中小企業の受注機会の拡大の促進

市内中小企業の受注機会の拡大を図るため、工事請負契約約款及び入札公告において、下請契約並びに資材及び原材料の購入契約には市内中小企業を選定するよう努めなければならないことを明記します。

<参考>

【平成25年6月から実施予定の適用区分（工事）】

	最低制限価格制度と低入札価格調査の適用区分		事後公表と事前公表の適用区分	
	総合評価方式以外	総合評価方式	予定価格	低入札調査基準価格又は最低制限価格
W T O 19億4千万円以上	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度	(現行は事後公表なし) 事後公表	事後公表
2億円	(現行の範囲)	(現行の範囲)	事前公表	
1億円	最低制限価格制度	最低制限価格制度		(現行の範囲)
5千万円				(現行の範囲)